

LRIC検証に当たって考慮すべき 他律的要因について

平成31年2月6日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

【平成31年度以降の接続料算定におけるLRIC方式の適用】

※情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月16日)

1. 平成31年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定する。これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行。
2. 価格圧搾のおそれについては、現行の指針に基づき、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないかの検証を目的としたスタッフテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を用いることで判断 (⇒LRIC検証)。
3. 「現行の指針」とは、本年9月に改定された「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」であり、同指針では、利用者料金収入の比較対象となる接続料総額に他事業者接続料を加えることとした上で、利用者料金額(単価)等の要素により他の通信(他事業者接続料を支払うことのない通信)と通常の利用者が区別可能なものを除いた範囲(最小限の範囲)による検証を行うこととしている。
4. ただし、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討。※

※ 答申(案)に対する意見募集におけるNTT東日本・西日本の意見を踏まえ、答申(案)の内容が修正されたもの。



【本研究会における検討事項】

LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因に関する次の事項についての検討が想定される。

- ① 「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る」という他律的要因を客観的かつ定量的に確認するとすれば、どのような方法があるか。
- ② 上記①の他律的要因以外に、LRIC検証に当たって考慮して取り扱うべき他律的要因がある場合、当該他律的要因を客観的かつ定量的に確認するため、どのような方法があるか。※

※ 考慮すべき他律的要因がある場合は、各年度の接続料算定に当たり、予め内容を明確にして総務省総合通信基盤局長が通知。(最終的な通知内容は総務省において検討)

長期増分費用モデル適用方法の見直し

【改正省令案附則第4条～第6条、別表第1～第6】（詳細 ⇒ 8ページ）

【現状】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会において、第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びIP-LRICの2つのモデルを策定。
- ✓ 平成30年答申では、長期増分費用モデルの適用について、次のとおりとすることが適当とされた。
 - ① 平成31年度から33年度までの3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応。
 - ② 段階的な移行の手段として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定。
 - ③ これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ（4対1等）へ移行の段階を進める。

【措置】

- ✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの接続料算定に長期増分費用方式を適用するに当たり、PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が総務大臣が通知する条件に該当する場合等には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより接続料を算定。
- ✓ このため、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の機能・組合せ方法、IP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。

答申を踏まえた制度整備イメージ

【改正省令案附則における規定】

■ 両モデルの組合せを適用することとなる条件 【改正省令案附則第4条】

1. PSTN-LRICモデルに基づく接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれがあるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合（NTT東日本・西日本のいずれかにおいて該当する場合）
2. 前算定期間において両モデルの組合せにより接続料を算定した場合

■ 両モデル組合せの場合の機能と組合せ方法

【改正省令案附則第5条、別表第1、告示】

- 概ね通信形態ごとを接続料単位とする機能を新たに定義。
- 当該機能ごとに各モデルの該当する単位費用総額を算定し、それらを4対1等の割合で合算。

■ IP-LRICモデルによる算定方法 【改正省令案附則第6条等】

- 単位費用の算定には、接続料規則第3章から第5章までの規定を準用。
- 上記に加え、IP-LRICモデルによる算定に当たり、必要となる算定方式や算定に用いる値に係る規定を追加。

【諮問対象外の事項】

■ 接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針（再改定）

- 「加入電話・ISDN通話料」については、第一種指定電気通信設備接続料規則の改正規定が効力を有する間は、本指針を適用しない。

（参考）

■ 価格圧搾のおそれが生じる場合（総務大臣による通知）

- 「加入電話・ISDN通話料」について、指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が「他律的要因」※によらずに、営業費相当基準額未満となること。
※客観的かつ定量的に確認できるもの。

■ 客観的かつ定量的に確認できる他律的要因（総合通信基盤局長による通知）

- 価格圧搾のおそれが生じるとしても、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合※に、そうした事情を考慮するもの。
※考慮すべき他律的要因、その確認方法等について、予め、内容を明確にしてこれを通知。

【LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因に関する論点】

- ① 「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る」という他律的要因を客観的かつ定量的に確認するとすれば、どのような方法があるか。
- ② 上記①の他律的要因以外に、LRIC検証に当たって考慮して取り扱うべき他律的要因がある場合、当該他律的要因を客観的かつ定量的に確認するため、どのような方法があるか。

■ 他律的要因(他事業者接続料による影響)の取扱いについて

(留意すべき事項)

- ✓ LRIC検証に当たり、他律的要因として「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇」による影響を考慮の対象とする場合、「認可接続料に比べ他事業者接続料が上昇しない」ことによる影響も考慮の対象とするか。どちらも「認可接続料と他事業者接続料とで上昇率に著しい乖離がある」ことによる影響なのであれば、中立性の観点から同様に扱うべきか。
- ✓ 指針に基づく検証では、利用者料金及び接続料の前々算定期間の実績値に対し当年度の認可接続料を適用して検証を行っている。この場合、他事業者接続料の単金は前々算定期間の値であり、認可接続料(PSTN接続料)と他事業者接続料とで対象年度が一致しないため、それら上昇率の乖離を正しく評価することができない。他律的要因による影響を考慮して取り扱うに当たり、まずは比較対象を一致させるべきか(当年度予測値を適用する等)※。

※トラヒックについては、利用者料金か接続料かによらず、また着信先によらず前々算定期間の実績値を用いており、対象年度のずれはない。

<指針に基づくスタックテストの検証における対象年度のずれ>

音声通信呼 (着信接続料)	利用者料金		接続料	
	単金	トラヒック	単金	トラヒック
PSTN発 PSTN着 (PSTN接続料)	※	前々年度	当年度	前々年度
PSTN発 光IP電話着 (光IP電話接続料)	※	前々年度	当年度	前々年度
PSTN発 他社直収着 (他事業者接続料)	※	前々年度	前々年度	前々年度

※加入電話・ISDNの利用者料金(通話料)単金は平成13年以降、変化なし。

接続料水準(単金)の対象年度が異なっている。

■ 他律的要因(他事業者接続料による影響)の取扱い及び確認方法(案)

1. 概要

「PSTN発PSTN着」と「PSTN発他社直収着」に係る接続料水準の上昇率を比較し、それらの差分が上限値を超える場合は、著しい乖離があるものとして、他事業者接続料の影響を抑制した補正後の接続料等総額を用いて検証を行う。

2. 詳細

(1) 接続料水準の上昇率の比較方法

「加入電話・ISDN 通話料」の対象音声通信呼のうち「PSTN発PSTN着」と「PSTN発他社直収着」の接続料水準について上昇率を比較する。ただし、「PSTN発PSTN着」は通信形態ごとの加重平均値、「PSTN発他社直収着」は着信先事業者ごとの加重平均値とする。

(2) 他事業者接続料の計算方法

認可接続料と他事業者接続料の対象年度の“ずれ”による影響(図表1参照)を改善する場合、LRIC検証における他事業者接続料は、次のとおり着信先事業者ごとに当年度予測値を用いる方法が考えられる(図表2参照)。

- ① 前算定期間においてLRICモデルによる算定値(認可接続料)をベンチマークとして採用している場合は、当年度(X年度)の認可接続料を適用
- ② 上記以外の場合は、前算定期間(X-1年度)接続料水準に対前年度上昇率(X-2年度⇒X-1年度)を乗じた値を適用

(3) 接続料等総額の補正方法

上記計算による「PSTN発PSTN着」と「PSTN発他社直収着」の接続料水準について、前期適用期間同時期(3年前)からの年平均上昇率を比較する。この差分(絶対値)が上限値(2ポイント※)を上回る場合は、差分が上限値に等しくなるように「PSTN発他社直収着」の上昇率を設定し、他事業者接続料の影響を抑制した補正後の接続料等総額を計算し、これを用いてLRIC検証を実施する(図表3、4参照)。なお、上昇率の差分が上限値以下の場合は、前算定期間における補正の有無にかかわらず、接続料等総額の補正は行わない。

※ 平成27年度に対する平成30年度のIC接続料年平均上昇率を目安とし、これに2分の1(着信側分)を乗じたもの。

(4) 結果の報告・公表

LRIC検証の実施結果を総務省へ報告するに当たっては、本他律的要因の確認結果もその具体的な計算内容と併せて総務省に報告する。また、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び計算内容を公表する。

- 平成31年度接続料算定におけるLRIC検証に当たって考慮する他律的要因(他事業者接続料による影響)の取扱いは、(1)、(3)及び(4)により行い※、(2)は平成32年度接続料算定に向けて引き続き検討することとしてはどうか。

※客観的かつ定量的に確認できる他律的要因についての総合通信基盤局長通知に反映。

【図表1】対象年度のずれによる接続料水準上昇率への影響 ※例として平成31年度認可接続料に係る検証を行う場合を想定。

- ✓ 指針に基づく検証では、当年度の認可接続料と前々算定期間の他事業者接続料とで対象年度にずれが存在する。これら接続料水準の上昇率比較を、対前年度上昇率により行う場合、認可接続料は、H30AC(7次モデル)⇒H31AC(8次モデル)の上昇率であり、モデル見直し効果が含まれるが、他事業者接続料(LRICモデルをベンチマークとして参照している場合)は、H28AC(7次モデル)⇒H29AC(7次モデル)の上昇率であり、モデル見直し効果は含まれない。そのため、モデル見直し効果の有無による影響が生じる。
- ✓ 前期適用期間同時期(3年前)からの年平均上昇率により比較を行う場合には、年度によるモデル見直し効果の有無の違いは解消される。しかし、6次モデル⇒7次モデルと7次モデル⇒8次モデルとで、モデル見直し効果の大小の違いによる影響は残る。

＜対前年度上昇率により比較を行う場合＞ ※上昇率は、トラヒックによる加重平均後の接続料水準を用いて算定。

	6次 モデル		7次モデル			8次モデル		
	H26AC	H27AC	H28AC	H29AC	H30AC	H31AC	H32AC	H33AC
認可接続料					基準 (+●%)	検証対象		
他事業者接続料			基準 (+■%)	検証対象				
(参考)トラヒック			基準	検証対象				

モデル見直し効果の有無による上昇率への影響あり

＜前期適用期間同時期(3年前)からの年平均上昇率により比較を行う場合＞

	6次 モデル		7次モデル			8次モデル		
	H26AC	H27AC	H28AC	H29AC	H30AC	H31AC	H32AC	H33AC
認可接続料			基準	(+●%)		検証対象		
他事業者接続料	基準	(+■%)		検証対象				
(参考)トラヒック	基準			検証対象				

モデル見直し効果の違いによる上昇率への影響あり

【図表2】他事業者接続料の計算と上昇率比較 ※例として平成31年度認可接続料に係る検証を行う場合を想定。

✓ 他事業者接続料の計算

LRIC検証における他事業者接続料について、認可接続料との対象年度のずれによる影響を改善するためには、次のとおり着信先事業者ごとに当年度予測値を計算する方法が考えられる。

- ① 前算定期間においてLRICモデルによる算定値(認可接続料)をベンチマークとして採用している場合は、当年度の認可接続料を適用
- ② 上記以外の場合は、LRICモデル見直しの影響を受けないと考えられるため、前算定期間(H30AC)水準に対前年度上昇率(H29AC⇒H30AC)を乗じた値を適用

✓ 接続料水準の上昇率比較

認可接続料水準の対前年度上昇率は、モデル見直し効果の有無(モデル見直し直後か否か)によって大きく異なる。この影響を平準化するためには、「PSTN発PSTN着」と「PSTN発他社直収着」の接続料水準についての上昇率比較は、前期適用期間同時期(3年前)からの年平均上昇率を用いて行うことが適当と考えられる。

<他事業者接続料に当年度予測値を適用する場合の上昇率比較> ※上昇率は、トラヒックによる加重平均後の接続料水準を用いて算定。

	6次 モデル		7次モデル			8次モデル		
	H26AC	H27AC	H28AC	H29AC	H30AC	H31AC	H32AC	H33AC
認可接続料			基準	(+●%)		検証対象		
他事業者接続料			基準	(+■%)		検証対象 (予測値)		
前算定期間でLRICモデル算定値を採用している場合						認可接続料	加重平均	
上記以外				H29AC水準 → H30AC水準 (+▲%)		H30AC水準 × 上昇率 (+▲%)		
(参考)トラヒック	基準			検証対象				

【図表3】 接続料水準の上昇率の比較 ※数字及び計算式はイメージ

	加重平均			接続料水準 (4)	年平均上昇率 (5=③/④-1)
	接続料等総額 (1)	トラヒック (2)	接続料水準 (3=①/②)		
PSTN発 PSTN着		※1	※2	6%
PSTN発 光IP電話着					4%
PSTN発 他社直収着			※3	※4	9%

<年度は他事業者接続料に当年度予測値を適用するとした場合を想定>

- ※1 通信形態ごとに加重平均(X年度の認可接続料及びX-2年度の実績トラヒックにより算定)。
- ※2 通信形態ごとに加重平均(X-3年度の認可接続料及びX-5年度の実績トラヒックにより算定)。
- ※3 着信先事業者ごとに加重平均(X年度の予測他事業者接続料及びX-2年度の実績トラヒックにより算定)。
- ※4 着信先事業者ごとに加重平均(X-3年度の他事業者接続料及びX-5年度実績トラヒックにより算定)。

年平均上昇率が上限値
(2ポイント)を上回る場合



【図表4】 接続料等総額の補正 ※数字及び計算式はイメージ

	接続料水準 (4)	トラヒック (2)	年平均上昇率 (5')	補正後接続料等総額 (6=④×②×(1+⑤'))
PSTN発 PSTN着		6%	
PSTN発 光IP電話着			差分=上限値 ↓ 4%	
PSTN発 他社直収着			8%	

上昇率の差分が上限値と等しくなるように
「PSTN発 他社直収着」の上昇率を設定

他事業者接続料の影響を抑制した
補正後の接続料等総額を計算



他事業者接続料の影響を抑制した補正後の接続料等総額によって、LRIC検証を実施